

議案第11号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたこと及び新たに条例化する附属機関の委員報酬額を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	年額
委員長	432,000円
委員	372,000円

」を

「

教育委員会委員	年額 372,000円
---------	-------------

」に

改め、障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

地域福祉計画策定委員会委員	日額 6,000円
---------------	-----------

別表中地域包括支援センター運営協議会委員の項の次に次のように加える。

地域包括ケアシステム推進協議会 委員	日額 6,000円
-----------------------	-----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表教育委員会の項の規定は適用せず、改正前の北

名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表教育委員会の項の規定は、なおその効力を有する。